

報告第 30 号

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について
上記の報告をする。

令和 7 年 11 月 19 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により指定され
た契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定
により報告する。

記

- | | | | |
|---|---------|--|-----------------|
| 1 | 件名及び契約名 | 令和 6 年第 3 回杉並区議会定例会において議案第 76 号に
より議決を得た「杉並区立児童相談所建設空気調和設備工
事」 | |
| 2 | 金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金 171,600,000 円 |
| | | 変更後の契約金額 | 金 187,880,000 円 |
| | | 契約金額の増額 | 金 16,280,000 円 |
| 3 | 変更理由 | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変
更の必要が生じたため。 | |
| 4 | 専決処分年月日 | 令和 7 年 10 月 22 日 | |